

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和 2 年 5 月 1 3 日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法、不当性を主張していると解される。

〇〇さんからの指示で本件申請書を提出したが、その後〇〇さんからの対応はなく、適当な扱いを受けて精神ショックを受けています。現在の居場所の〇〇では精神的に浪費が続いてしまい、アパート転宅のためと耐えていたが、T O K Y O チャレンジネット利用ができると信じて半年がまんしたが、住民票安定のためにアパート転宅などして生活向上したい意欲があるためリセットしていただきたい。

保護申請却下の理由①については、〇〇に相談してたのに申請書の後に〇〇サイドから住まいの保証人とかのお話が出た。②・

㊦については、現在〇〇にいて環境が浪費させていて、金銭管理の件を指摘されても仕方がないが、一人暮らししてた時には定期預金作れたし、全く就労してなかったときにお年玉とかを預金してた物で亡き母に親孝行でのもととはいえ、軽自動車を買う資金を出せたことがある。㊥・㊦については、〇〇達のセクハラ受けて、通院したくても〇〇に通院できないため。また、〇〇の実家の相続を考えているため服薬はしない意向がある。〇〇才までの間に結婚と子供が欲しいから服薬はしないのである。DV被害による障がい者からの社会復帰をしたいから。

居宅生活したいのに認めない行政は変である。アパートさせないイコール宿でふらふらしてくださいとの方向である。住民票もおけないのは社会ではマイナスで福祉ポリシーに反するという異常です。私は落ち着いた所でいたい。不安定な所ばかりでつかれた。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年11月9日	諮問
令和2年12月16日	審議（第50回第4部会）
令和3年1月26日	審議（第51回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した

結果、以下のように判断する。

## 1 法令等の定め

### (1) 保護の補足性、住宅扶助

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項3号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げている。そして、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

### (2) 保護の申請

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を作成することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同項は、同条9項により保護の変更の申請に準用すると規定している。

### (3) 保護の相談

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第9・1は、生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等について助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること、また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交

付し、申請手続きについての助言を行うとともに、保護の要否判定に必要となる資料は、極力速やかに提出するよう求めることと定めている。

#### (4) 居宅生活ができるか否かの判断

局長通知第7・4・(1)・キは、保護開始時において安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。）が住宅の確保に際し敷金等を必要とする場合について、特別基準の設定に係る規定をおいている。

そして、上記「居宅生活ができると認められる者」の判断方法については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問78・答は、居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目（生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等）を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断することと定めている。

#### (5) 居宅生活ができると認められる場合の判断の視点

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-107・答は、「居宅生活ができると認められる」場合の判断の視点について、面接相談時の細やかなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況のほか、基本的項目として、(1)金銭管理 ア 計画的な金銭の消費ができるか、(2)健康管理 ア 病気に

対し、きちんと療養することができるか、イ 服薬管理ができるか等を挙げている。

(6) 受給者に対する指導・指示

法27条は、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとしている。また、局長通知第11・2・(1)は、保護受給中における指導指示として、特に、次のような場合においては必要に応じて法27条による指導指示を行うこととしている。

ア～ケ (略)

コ 施設に入所させ、又は退所させる必要があると認められるとき。

サ 施設入所者が施設の管理規定に従わないため、施設運営上困難を生じている旨施設長から届出があったとき。

シ以降 (略)

(7) なお、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、担当職員は、前回の保護期間を含め請求人都合での施設の入退所が繰り返されていることから、請求人に対して、自己都合での施設の退所は認められず、保護の廃止につながってしまうことを説明し、そして、どの施設も集団生活であるため様々な入所者がおり、ある程度の不便があること、施設側が請求人の希望に100%こたえてくれるわけではないこと、施設のルールを守ることが必要であることなど施設入所についての注意をすることにより、請求人に対して指導を行っていたことが認められる。

一方、請求人は、担当職員からの指導にもかかわらず、しばし

ば自己都合により〇〇等への訪問を繰り返し、施設の入退所を繰り返しており、その結果、受給している年金及び保護費を使い果たしてしまい、事務所に対して借金の依頼をするなど、計画的な金銭管理ができていないことが認められる。

さらに、事務所の担当者は、請求人からの本件申請を受けて、転居費用に係る一時扶助の支給の可否について判断するために、請求人との面接を踏まえた上で、これまでの請求人の生活の様子から、金銭管理が困難であること、精神疾患に対する通院、服薬を拒否していること等に鑑み、その時点で、アパート転宅に要する敷金等の支給は認められないと判断したことが認められる。

そして、請求人は、上記面接の時点においても、転居先となる物件への希望を述べるだけで、実際に物件探しもしておらず、具体的な物件に係る見積りや間取図等の提示もなかったことが認められる。

そうすると、処分庁が、請求人の生活歴、職歴、病歴及び現在の生活状況をもとに、局長通知、課長通知及び問答集に照らして、請求人は「居宅生活ができる」と認められる者」とは認められないと判断したことは、不合理なものであるとは認められない。

また、請求人は、実際に物件探しもしておらず、保護費の支給の根拠となる転宅の見積り等の挙証資料を提出していないのであるから、処分庁が、本件申請に基づく保護費の支給の可否について判断することができないとしたことは相当である。

したがって、処分庁が行った本件処分は、上記1の法令等の定めに基づきなされたものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のことから本件処分の違法、不当を主張するが、本件処分に違法、不当な点がないことは上記2のとおりで

あるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美